平成２６年（フ）第８６１号
福岡市博多区下呉服町４番22号
債務者　木寺　　宏
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８７６号
福岡市博多区上牟田１丁目31番30号
債務者　園田　睦子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８８０号
福岡市城南区別府７丁目５番42号
債務者　樋口　繁子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８８３号
福岡市中央区梅光園３丁目３番３―704号
債務者　小柳　正行
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８８６号
福岡市南区老司２丁目16番35―305号
債務者　中村　英昭
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８９４号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　４棟301号
債務者　花田千代乃
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９０２号
福岡市東区和白東２丁目15番30号
債務者　河野　良子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９０３号
福岡県福津市上西郷734―３　ナーシング・ケア宗像、住民票上の住所福岡県宗像市葉山２丁目24番地６
債務者　田中ミノリ
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９０７号
福岡県筑紫郡那珂川町仲３丁目14番17号
ティアラコートＬｉｌｙ201号
債務者　杉野　泰子（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９１２号
福岡市西区愛宕３丁目２番28―402号
債務者　藪田　香織
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９１３号
福岡市中央区春吉２丁目２番５―1415号
債務者　大田　雪乃
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第５６６号
栃木県那須塩原市佐野２番地19
破産者　秀和建設株式会社
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４５２号
東京都葛飾区立石５丁目21番10号
破産者　株式会社アール・アンド・エー・コミュニケーション
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１９３号
東京都台東区上野５丁目６番11号
破産者　株式会社ビーティーアール
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１９４号
東京都中央区佃２丁目１―２―1011、開始決定時の住所東京都中央区佃２丁目１―２―2310
破産者　近藤　勝俊
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７３２号
東京都大田区鵜の木３丁目12―15
破産者　齋藤　　健
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９２５号
埼玉県川口市東領家２丁目35番５号
破産者　株式会社平安堂
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０１号
神奈川県横浜市神奈川区西寺尾２丁目26―１―207
破産者　柴田　守雄
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７３号
東京都中央区銀座５丁目14番８号
破産者　有限会社エスケイスクウェア
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部